

第3部 発展基盤の整備

第9章 環境と調和した活力ある経済社会の構築

第1節 21世紀に向けた企業行動への変革

我が国の企業は、その持てる経営資源を、競争力の向上のために効率的に配分することにより我が国の経済的地位の向上に寄与し、その過程で、国民は生活の安定と所得水準の向上を享受してきた。しかし、企業を取り巻く環境変化の中で、従来の組織優先の企業の論理や行動原理が、国際的な競争条件の面や個人の生活面で様々な問題を生み出しており、我が国の企業行動の在り方そのものが問われるようになってきている。

このような新たな局面の下で、従来の経営システムが持つ長所は伸ばすと同時に、その短所は改善しながら、透明性が確保され、個人の自己実現の機会が十分に与えられ、かつ地域社会や国際社会の一員にふさわしい企業行動への変革が求められている。

このような変革を図ることは、企業自身、ひいては経済全体の新たな長期的発展につながるものでもある。

(企業と企業の関係の見直し)

- (1) 株式持合いや系列的な取引などの企業慣行や、市場シェア重視主義、横並び的体質などにみられる日本的経営は、企業それぞれについては合理的な行動の反映とみられることもできるが、近年、その国際的な調和が課題となっていることを踏まえ、企業行動のあるべき姿について、企業などによる行動指針の作成、遵守の奨励を行う。
- (2) 排他的な取引慣行等に関しては、独占禁止法の厳正な運用による競争条件の整備とディスクロージャー（企業内容開示）制度の強化による経営内容の明確化等を通じて、内外に対して公正で透明な取引の環境を整備する。

(企業と個人の関係の見直し)

- (3) 企業活動の成果の配分について、一律に論ずることは困難であるが、企業活動の成果を個人に適切に還元するとの観点に立ち、雇用・取引慣行、法制、税制等諸制度を含め成果配分に関連する諸要因を幅広く点検し、必要に応じ制度的不均衡の是正等を図る。

- ① この一環として、企業の外部チェック機能の強化等を通じた企業経営の透明化

を図り、成果配分の検証の機会を拡大する。

- ② 社宅等の企業からの付加給付については、個人の利便性の向上に貢献してきたとみられる反面、個人の会社への依存、企業間、個人間で享受し得る便益の不平等性を強める原因の一つになっている面もある。社宅については、居住に対する個人の選択肢を広げていくことが期待される。
- ③ 交際費については、個人消費に対する影響や取引の透明性の確保に留意し、その在り方を問い直すことが期待される。

(企業と社会の関係の見直し)

- (4) 社会の一員としての企業像の確立を図るためには、企業活動の成果を社会に還元していくという視点も重要である。このため、企業の福利厚生施設の地域住民への開放や、企業自身の社会貢献活動への積極的参加、さらには、休職制度の創設等、従業員が自主的に多様な社会貢献活動に参加し得る環境づくりを図る。
- (5) 海外現地での企業活動が相手国に与える影響に配慮した販売・投資活動、社会貢献活動への参加などを通じて現地社会との融和を図っていく必要がある。こうした活動に対して、公的機関による海外諸制度の情報収集や提供に努めるなど各般の支援策を講じるとともに、企業レベルでも内外の企業同士の交流を活発化させていくことが重要である。

第2節 活力ある産業社会の構築

「地球社会と共存する生活大国」を目指す経済社会の変革の過程で、産業の新たなフロンティアが開かれることが期待される。このため、新規参入が活発に行われる環境を整備し、産業、雇用の高度化を図りつつ各産業が相乗的に発展する好循環を形成する。こうした中で、産業のフロンティアの開拓と競争的市場の形成の担い手として期待される中小企業についても、その活力の維持、健全な発展を図る。

また、21世紀に向け産業としての将来性を備え、消費者や食品産業のニーズを重視し、経済のグローバル化にも対応した活力ある農林水産業を構築する。

1. 産業の高度化の推進

(新規産業の創出と情報化の促進)

- (1) 国民のニーズの変化の中での新しいビジネスチャンスの拡大に対応し、諸規制の見直しや行政手続の迅速化等により民間の柔軟な発想をいかした新規産業分野創出

のための環境を確保し、産業の新たなフロンティアの円滑な展開を図る。

- (2) より一層の経済社会の情報化を図るため、データ・ベースやサービス総合デジタル網（ISDN網）を始めとする基盤の充実を図るとともに、標準化の一層の促進や、ハード、ソフトの安全・信頼性、利便性等の向上を図る。また、電気通信分野においては、今後の市場環境の変化に応じて、利用者利益の向上の観点から、より公正かつ有効な競争が確保されるよう規制の見直しを含め適正な措置を講じる。

(中小企業の積極的事業展開への対応)

- (3) 人材確保や労働時間短縮、国際貢献の必要性の高まり等の変化に柔軟に対応しつつ、中小企業の積極的な事業展開を図るため、以下の施策を推進する。
- ① 新規開業、新分野進出、人材確保、国際化、技術革新・情報化等のための各般の施策を推進する。
 - ② 人材不足の中での労働時間の短縮等労働環境の改善を図るため、合理化・省力化への取組の推進、下請振興基準の普及等の環境整備を図る。
 - ③ 情報・技術・人材等いわゆるソフトな経営資源の充実を図るとともに、経営基盤の強化に向けた施策を引き続き推進する。
 - ④ 地域中小企業活性化対策を総合的に推進するとともに、物流問題への積極的対応を図る。また、中小小売業の活性化を図るため、商業基盤施設の整備、ソフト事業への支援等の対策を推進する。さらに、地域コミュニティと密接に結びついた中小サービス業の振興を図る。

(合理化・省力化・省エネルギー化の推進)

- (4) 産業の一層の合理化・省力化・省エネルギー化を推進するため、市場メカニズムの活性化を通じて企業自身の合理化努力を促進するとともに、企業の円滑な設備投資のための関連諸制度の活用、資金調達面等における環境の確保、研究開発の促進を通じた技術基盤の整備等による側面的支援を図る。
- (5) 特に建設業、流通業、運輸業及びサービス業部門は、労働集約度が高く今後の労働力の供給動向に強く影響を受ける可能性がある。これらの部門の供給制約やコスト上昇が経済活動全般に波及することを回避するために、競争条件の整備などによる生産性の向上や物流拠点の形成等の関連社会資本の整備による事業環境の改善、需要側の意識改革を含めたサービスの在り方の見直しを図る。

(労働力需給の不均衡の是正と労働力の質的向上)

- (6) 産業別・職業別の労働力不足は、基本的には労働条件の改善や構造調整によって対処されるべきものであるが、今後、労働力不足が特に深刻化することが懸念される産業や中小企業については、雇用管理の改善、人材育成等に向けた取組に対する支援を行う。
- (7) 労働移動の活発化や就業形態の多様化に対応するため、公的及び民間の労働力需給調整システムを強化する。特に、法令で定める民間の有料職業紹介事業の対象職業や労働者派遣事業の対象業務の見直しを行う等により、経済社会の変化に対応した効率的な需給調整システムの構築を図る。
- (8) 技術革新の進展や労働者のニーズの変化に対応するため、公共職業訓練の一層の多様化・高度化、企業の行う教育訓練への支援等職業能力開発の推進を図る。また、財形制度の一層の充実等により勤労者福祉の向上を図る。

2. 将来性を備えた農林水産業の構築

今後の農林水産業政策は、環境や地域政策との関連にも留意しつつ、魅力とやりがいのある経営が展開し得る経営体の育成に重点を置いたものとし、国民生活に欠かせない、良質、安全な食料を国民の納得が得られるような適正な価格で安定的に供給していくことを、その基本的な展開方向とする。

(経営的視点に立った土地利用型農業の改革)

- (1) 希望と誇りを持って農業に取り組めるよう、望ましい経営体像を示すとともに、そのような経営体により生産の大宗が占められる生産構造の実現を目指す。このため、農業者の自己責任を確立するとともに、その自主性が大幅にいかされる方向で保護と規制の在り方を見直し、市場原理・競争条件の一層の導入を進めることとし、以下の施策を推進する。
 - ① 経営体質の強化を図ることとし、その施策の一環として生産組織等の法人化、農業生産法人の経営的発展への取組を強化する。また、若い後継者の確保、新規参入の促進・支援、農村女性の能力発揮に向けた体制を整備、強化する。
 - ② 集落段階の自主的取組を基礎として、育成すべき経営体と土地利用の在り方を明確にすることにより、農地の集団化、経営規模の拡大を促進するとともに、生産基盤等の整備を集中化するなど、保全すべき農地の確保と効率的利用を進める。
 - ③ 需給の適切な調整や育成すべき経営体の実現等に資するため、価格政策の有す

る機能がより効果的に発揮されるよう検討を進める。

④ 米の需給調整の一環として生産調整をなお位置付けていく必要がある。その際、生産調整は、将来的には、可能な限り地域の自主的な判断がいかされるような仕組みとしていくことを基本として、今後の生産調整の実施を通じ、その条件整備を進める。米の管理については、市場原理・競争条件の一層の導入による生産、流通の活性化を図る。

(2) 消費者を重視する視点に立ち、生産段階はもとより、加工・流通部門において、合理化、高品質化等を図る。また、高生産性農業の展開に向け、大区画ほ場やかんがい排水施設等の基盤整備を進めるとともに、基礎的・先導的な研究開発等を推進する。

(森林・林業及び水産業政策の推進)

(3) 森林・林業については、「緑と水」の源泉である多様な森林の整備と国産材供給能力の向上による「国産材時代」の実現に向けた条件整備を基本的課題とし、森林の流域管理システムの構築を目標に、国民の参加を得つつ、天然林を含む森林整備や林道等の基盤整備を始め、諸施策を総合的に推進する。

(4) 水産業については、我が国周辺水域の最大限の活用を目指し、沿岸漁場、漁港などの基盤整備等と併せ、「つくり育てる漁業」や資源管理型漁業を推進する。また、消費者ニーズに対応した総合的な水産物の供給体制の整備とともに、優れた海洋・海岸環境の保全・整備を図る。

第3節 環境と調和した経済社会の構築

これまでの生産・消費活動、企業行動、国民のライフスタイル、都市・地域構造等、我が国の経済社会の在り方を、資源・エネルギーの有効利用や環境保全の観点から幅広く見直し、環境と調和した持続可能な経済社会の構築を図る。その制度的枠組みの形成のために、以下を実施する。

(1) 新たな地球環境時代に対応した法制を整備し、環境問題解決のための政策手段の拡充に努める。

(2) 国際的取組の進捗状況や国内経済への影響等を考慮しつつ、製品・サービスの取引価格に環境コストを適切に反映させるための経済的手段の活用について検討を進める。

(3) 環境勘定を付加した新たな国民経済計算体系の整備等、環境要素が適切に評価さ

れた指標体系の開発を促進する。

1. 環境調和型の生産・消費構造の形成

(環境調和型の生産・消費活動の推進)

- (1) 産業各分野や家庭において、各種省エネルギー型設備・機器の導入等によるエネルギー利用の効率化を進めるとともに、自然エネルギー等環境に負荷の少ないエネルギー源の積極的な導入に努める。
- (2) 資源リサイクルの積極的な促進を図るため、再生資源の利用率目標（紙の古紙利用率を1994年度までに55%に（1990年51%）、ガラス容器のカレット（ガラスくず）利用率を1995年度までに55%に（1988年49%）、スチール缶の再資源化率を1995年までに60%に（1989年44%）、アルミ缶の再資源化率を1994年度末までに60%に（1989年43%）向上させる）の達成を始めとする再生資源の一層の利用促進を図るとともに、企業の自主的な製品価格への適切な費用転嫁や公的支援を通じ再生資源業者や回収業者の育成を図る。
- (3) 産業廃棄物の排出量の抑制及び適正処理を図るため、リサイクルの促進、不適正処理の防止対策の強化等に努めるとともに、生産工程の改善等を支援する。また、広域的対応や公的部門の関与による最終処分場の確保等産業廃棄物処理施設の計画的整備を図る。

(環境問題の解決に向けた技術開発の推進)

- (4) 国際的な共同研究を含め環境保全に資する技術開発を推進する。このため、環境負荷を軽減する技術や、環境を再生・浄化する技術、二酸化炭素固定化・有効利用技術、環境に対する影響の少ない物質・製品、廃棄物の減量化・資源化技術等の開発とともに、省エネルギー技術の高度化、安全性の確保を前提とした原子力の開発利用技術、新エネルギー技術の開発を推進する。

(環境調和型の企業活動の促進)

- (5) 企業活動と環境保全との両立を図るため、過度のモデルチェンジや過剰包装、過剰機能の付与を抑制するとともに、再生利用可能あるいは廃棄処理の容易な製品の開発促進、製品の耐久性の向上、部品の交換・修理体制等を整備することや、企業活動に伴う環境への影響を客観的に評価できるような環境マネジメント・システムを導入することが期待される。

(環境保全に資する農林業の確立)

- (6) 農林業の有する国土・環境保全機能の維持・増進について国民の理解を醸成するよう努める。また、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷軽減にも配慮した持続的な環境保全型農業の確立・推進を図る。さらに、森林の高蓄積化の促進により、二酸化炭素吸収源としても重要な森林の機能の充実を図る。

2. 環境調和型の地域構造の形成

- (1) 省資源、省エネルギー型の都市・地域構造を形成するために、未利用エネルギーを利用した地域熱供給システムの整備、工場廃熱の回収利用の促進、建築物・住宅での省エネルギーの推進等を行う。
- (2) 環境に負荷の少ない効率的な交通体系を形成するために、輸送機関自体のエネルギー効率の向上や環境への負荷の低減、貨物輸送の効率化、業務交通の低減、公共輸送機関の利用、道路交通の円滑化等を促進する。
- (3) 大気、水質等の保全等のための施設を整備するとともに、野生生物の保護、自然公園、森林等自然とのふれあいに役立つ社会資本の整備を進める。また、河川空間の再自然化、海域の浄化等環境の再生を進めるとともに、水辺空間や緑の整備等により新たに良好な環境の創造を図る。
- (4) 公害問題については、地域別の汚染状況に応じた排出基準、総量規制基準等各種規制基準の設定、関連施設の整備や公害対策技術の一層の開発・導入を促進するなど、環境基準の達成に向けた多角的な取組を強化する。

第10章 発展への基礎的条件の整備

第1節 科学技術の振興

科学技術の研究開発は、経済発展の基盤を形成するとともに、人類共通の課題に対する技術的打開策として、非常に重要な役割を有している。基礎的研究開発を中心とする公的研究開発の促進等により、わが国において優れた研究環境を有する中核的な研究機能（センター・オブ・エクセレンス）の形成に向けた環境整備等総合的な科学技術の振興を行う。

なお、このような基礎研究の強化等は、ひいては我が国の国際貢献にも資するものである。

- (1) 応用・開発研究に偏りがちの我が国の研究開発投資構造をより基礎研究へ重点を移したものとするため、民間の研究開発投資の一層の充実を支援するための制度改善や環境整備に加え、政府の研究開発投資額をできるだけ早期に倍増するように努める。
- (2) 大学、国立試験研究機関等の弾力性に乏しい研究開発体制を見直し、柔軟で競争的なものとするため、研究者の流動化や研究交流促進のための環境整備、適切な評価の下での研究費の重点的な配分、研究管理・企画部門の優れた人材の育成・登用等によりその活性化を図る。
- (3) 政府研究開発プロジェクトの基礎的分野への重点化を積極的に推進するとともに、老朽化している大学、国立試験研究機関等の施設・設備の充実を図る。
- (4) 文献情報の流通促進、ファクトデータベースの構築及び利用促進を図る。
- (5) 大学等の教育機能の強化、研究者等の待遇の改善等により科学技術の振興に不可欠な研究者等の質的・量的な充実に努めるとともに、科学技術に対する国民の理解を促進する。

第2節 個性的・創造的な人材の育成

科学技術の発展、国際化などの社会的変化が激しい時代において、生涯を通じて自らの個性をいかし、自律的、主体的に活動できる人材や、地球環境問題等の地球的な問題の解決など国際社会の発展のため積極的に貢献できる人材の育成を目指し、以下の施策を推進する。

- (1) 初等中等教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や個性をいかす教育の充実のため、教職員配置、教育施設等の教育条件の整備、教員の資質・能力の向上を図る。特に、高等学校教育については、総合的な新学科の新設、単位制高等学校の拡充等多様化・弾力化を推進する。
- (2) 大学等において、社会人・職業人に対する再教育としてのリカレント教育を推進するため、履修形態の多様化・弾力化等受入体制の整備を図るなど、高等教育機関の生涯学習機関としての機能強化を図る。また、生涯職業能力開発の促進及び自己啓発の支援を図る。
- (3) 大学等の教育研究基盤の充実を図るとともに、人事交流の促進等を通じ独自性や魅力を競い合う環境を整備し、高等教育の活性化・多様化を促進する。その一環と

して大学教員について募集に関する情報を一層公開する方策等により外国人の登用を促進する。大学院については、質量両面での一層の整備充実を図る。

(2)

第3節 エネルギー政策の総合的推進

世界のエネルギー需給が中長期的にひっ迫化することが懸念されている現状にかんがみ、エネルギーセキュリティの確保に努めるとともに、地球環境問題への視点も踏まえたエネルギーをめぐる新たな環境変化に向け、需給両面からの対応を推進する。

(3)

(1) 省エネルギーの一層の促進のため、産業・民生・運輸各部門におけるきめ細かな対策の実行、省エネルギー技術開発の推進、エネルギー利用の効率化に資する社会資本整備等を図る。また、主要なエネルギー源の一つである原子力については、安全確保対策の強化・充実、立地促進策の推進、受け手の立場に立った広報活動の展開、核燃料サイクルの確立等原子力開発利用を総合的に推進する。さらに、核融合、太陽光発電、水力、地熱等の新・再生可能エネルギーの開発・普及を図る。

(4)

(2) 産油国との関係の強化、石油の自主開発・備蓄増強、海外炭の安定供給の確保、天然ガスの探鉱・開発及び国内供給基盤の整備、非鉄金属資源の内外の探鉱・開発等を推進する。

2.

に

進

(1

(1)

(3) 大都市圏を中心とした電力需要の増大に適切に対応するため、電源立地対策の拡充、負荷平準化対策等の需給両面からの対策を講じる。

(2)

第11章 国土の特色ある発展

第1節 多様性をいかした地域の発展

(3)

長期的視点に立ち、日本列島の持つ自然と地域の多様性をいかし、特色ある生活圏の形成（第6章第2節）を図りつつ、経済圏の広域化やグローバル化に対応した多極分散型国土の特色ある発展を促進する。また、東京圏からの諸機能の分散促進を図り、これらにより東京圏からの人口の転出超過を目指す。

(4)

1. 広域経済圏発展の促進

(1) 地域の多様性をいかしながら、各地域のグローバルな交流を推進するため、相当規模の集積を有する中核都市を中心に、グローバル化に対応した高次の都市機能の

(5)

整備・充実を図り、国際交流拠点の多様な形成を実現する。

- (2) グローバルな交流の推進に資するため、輸送需要の増大や地方圏における国際化に対応した空港整備、国際物流の一層の活性化等に対応した港湾整備を行う。また、これとともに、高質なアクセス交通の確保や輸入促進地域等の基盤の充実を図る。また、我が国と主要地域間の安定的かつバランスのとれた情報流通を確保するため、ソフトウェアの充実を図りつつ基幹通信網等の拡充を図る。
- (3) 広域経済圏全体として、多様な機能集積を進めるとともに、域内外の交流ネットワークの一層の整備を進め、広域的な生活圏相互の連携を深める。
- (4) 関西圏・名古屋圏において、地域の特性をいかした高次機能の一層の分担を進める。

2. 地域間の相互交流の促進

地域経済社会の活性化を図るための基盤として、広域的な生活圏相互の交流を円滑にし、拡大するため、高速交通ネットワーク、高度情報通信ネットワークの整備を推進するとともに、交流条件格差の是正に努める（別表参照）。

（国内の基幹的ネットワークの形成）

- (1) 高規格幹線道路のインターチェンジへ1時間以内で到達できる人口の全人口に対する割合を長期的に98%（1990年度87%）に高めることを目指すなど幹線道路網の体系的な整備を進める。
- (2) 二大都市圏以外の地域において90分以内で空港へ到達できる人口の割合が、おおむね2000年に約85%（1990年度約80%）となることなどを目指して全国的なネットワークの形成に資する空港整備を行う。
- (3) 旅客流動の実態、鉄道特性、収支採算性、投資効果等を踏まえた整備新幹線の建設等による鉄道ネットワークの高度化を推進する。これらにより、長期的には人口20万人以上の中核都市からおおむね3時間台で、至近の高度な集積を持った中枢的都市へ到達できるようにする。
- (4) 2時間以内で内貿ユニットロードターミナル及び外貿コンテナターミナルへ到達できる人口の割合を長期的にそれぞれ約90%及び約80%（1990年度約80%及び約60%）とすることを旨として地方圏における港湾整備等を進める。
- (5) 空港、港湾等へのアクセス交通の機能向上を図る。なお、交通施設の整備に当たっては、全体として効率性・整合性が保たれる必要があり、そのために、利用者の

ニーズに的確にこたえるとともに、市場原理が有効に働くための環境整備を行う。

- (6) ISDN網などの情報通信基盤の高度化、ハイビジョンを含む衛星放送やケーブルテレビの普及などを行うための基盤整備を図る。

(交流条件格差の是正)

- (7) 計画期間中に、通信料金について、複数事業者の活発な競争や技術革新の成果の反映等を通じて、全般的な料金の低廉化を進めつつ遠近格差を現在の欧米諸国並とすることを目指す。航空運賃についても、交流条件格差の縮小にも資するとの観点から、割引運賃制度の導入・拡充の一層の推進等を図るほか、引き続き同一距離・同一運賃帯を目指しつつ、遠距離遞減運賃の徹底を図る。

第2節 東京一極集中是正への対応

東京圏からの多様な機能の分散や東京圏の秩序ある整備等を通じて、集中に伴う諸弊害を是正するとともに、圏域全体の適切な地域構造の形成を図る。

1. 東京圏からの多様な機能の分散

- (1) 特に東京都区部において過度の集積がみられる民間の事務所等の業務機能について、地方分散を進めるための財政、税制、金融による措置を活用する。
- (2) 諸機能の集中抑制を図るための基本的対応として、立地に係る費用負担の適正化を図る。これに関しては、目的は異なるものの、地価税の着実な実施や平成6(1994)年度に実施予定の固定資産税の評価の均衡化・適正化が、一定の効果を上げるものと考えられる。さらに、この効果等を踏まえながら、東京中心部等における集中・集積の便益に見合った費用負担の適正化の在り方について検討する。

2. 東京圏の秩序ある整備

- (1) 東京都心一点集中構造を是正し、職住近接と良好な居住環境を確保するため、業務核都市の育成・整備、機能分担の推進やアクセスの改善、国の行政機関等の移転計画の着実な実施により、圏域構造の多核化や圏域内のネットワーク化を進める。
- (2) 東京圏の生活環境の改善のための社会資本整備を着実に推進する。

第3節 21世紀にふさわしい国土形成

長期的視点に立って、災害に対するせい弱性などへの対応にも資する首都機能移転

の具体化に向けて取り組むとともに、21世紀にふさわしい国土形成に向けた基本的対応を図る。

- (1) 首都機能移転については、東京一極集中是正のための課題解決の一つの大きな契機として期待されることから、国会等の移転決議を踏まえ、行政府としても国民的合意形成を図りながら積極的な検討を行い、その基本的方向を示す。
- (2) 首都機能移転との関連を念頭に置きつつ、21世紀の国土構造の姿について、グローバル化に対応した諸機能の集中と分散や、新たな国土の軸の在り方も含め、総合的な検討を進める。

また、それとの関連において、地方分権を基本とした国と地方の機能分担の見直しや県域を越えた広域行政体制の在り方について検討するとともに、地域開発制度全般について、人口減少地域の拡大という新たな事態への対応も含め、その体系的な見直しを図る。